

(仮称) 道の駅「出水」官民連携アドバイザー業務 仕 様 書

1 業務委託名

(仮称) 道の駅「出水」官民連携アドバイザー業務

2 業務の目的

本市では、南九州西回り自動車道（以下「西回り道」という。）の全線開通に合わせて、西回り道から直接アクセスできる地域活性化施設（道の駅）を計画している。

本道の駅は、鹿児島県のゲートウェイとして、高速道路利用者にとって快適な休憩ポイントとなる癒しとくつろぎの場を提供するだけでなく、観光等の情報発信や多様な特産品販売等により西回り道の開通効果を地域全体に波及させる「地方創生拠点」となる施設を目指している。

また、県境に位置する地理的特性と高速道路から直接アクセスできる利便性と機能性を活かした地域全体の広域的な「防災・防疫拠点」となる施設整備を進めていくこととしている。

本道の駅の設計、建設、運営及び維持管理に係る事業手法としては、民間事業者の経営能力及び技術力（ノウハウ）を活用するPPP手法のDBO方式で実施する予定である。

そのため、本業務では道の駅事業を担う民間事業者の募集、選定、契約締結に必要な諸資料作成、支援、助言等を行うことにより、本事業の円滑な事業実施に寄与することを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和8年1月30日まで

4 業務内容

(1) 実施方針等の作成及び公表に係る支援

ア 実施方針（案）の作成

過年度までの検討結果等を踏まえ、本事業の概要、事業範囲、事業スケジュール、遵守すべき法令・要綱及び適用する要綱・基準等を精査した上で、実施方針（案）を作成するとともに、公表に当たっての助言など必要な支援を行う。

また、公表に際しての説明会及び現地見学の開催支援として、説明会資料等の作成及び事務局へのアドバイス並びに意見、質問への回答補助、議事録作成等を行うものとする。

イ 要求水準書（案）の作成

本道の駅の設計、建設、運営及び維持管理について、民間事業者の創意工夫、ノウハウ等を最大限に発揮できるようにするため、性能発注によることを原則とした要求水準書（案）を作成する。

ウ 実施方針等の質問回答の作成支援

公表する実施方針（案）、要求水準書（案）に対する民間事業者からの質問及び意見を整理した上で、回答（案）を作成する。

また、必要に応じて実施方針（案）及び要求水準書（案）を修正した上で、公表する。

(2) 概算事業費及びVFMの精査

過年度までの検討結果及び実施方針等の質問回答を踏まえ、前提条件の整理（要求水準、モデルプラン等の精査）を行い、概算事業費を精査するとともに、本事業において採用する官民連携手法に関するVFMの算定・評価を行う。

また、債務負担行為に係る事業費の算定を支援する。

(3) 入札公告資料の作成及び公表に係る支援

ア 入札説明書（又は募集要項）（案）の作成

本事業に係る入札公告（又は募集要項等公表）に当たり、実施方針を基に事業概要、事業スケジュール、参加資格要件、提案書の作成要領、リスク分担、契約手続等を整理し、入札手続きの詳細を定めた入札説明書（又は募集要項）（案）及び公告文を作成する。

イ 要求水準書の作成

実施方針時に作成した要求水準書（案）に対する民間事業者からの質問及び意見を踏まえた修正を行い、要求水準書を作成する。

ウ 落札者決定基準（又は優先交渉者選定基準）（案）の作成

審査に必要な審査の概要、手順、審査方法（審査項目・配点等）及び評価方法を整理し、落札者決定基準（又は優先交渉者選定基準）（案）を作成する。

なお、定量的に表現できる項目については数値で表すこととし、それが困難なものについては具体的に記述する。

エ 様式集（案）の作成

事業参加表明時及び入札時（又は「提案書等提出時」）等に提出を求める様式集（案）を作成する。

オ 基本協定書（案）の作成

事業契約の締結に当たり、事前に取り決める必要がある事項（業務の委託・請負、事業契約、準備行為、事業契約不調、秘密保持、準拠法など）を整理し、基本協定書（案）を作成する。

なお、基本協定書（案）の作成に当たり、専門的な助言を受けるために、官民連携事業に精通した弁護士の協力を得て、必要となる支援を行う。

カ 事業契約書（案）の作成

実施方針のリスク分担等に対する民間事業者からの質問及び意見等を踏まえ、選定された民間事業者との契約締結に向けた事前検討（民間事業者の履行业務内容、サービス購入料の支払い、契約の終了及び債務不履行、法令変更及び不可抗力発生時の取扱いなど）を行い、事業契約書（案）を作成する。

作成に当たっては、基本協定書（案）と同様、弁護士との協議を含め、法的面を中心とした検討を行う。

キ 入札説明書等の質問回答の作成支援

公募開始時に公表した資料（入札説明書（又は募集要項）（案）、要求水準書、様式集（案）、基本協定書（案）及び事業契約書（案））に対する民間事業者からの質問及び意見を整理した上で、回答（案）を作成する。

また、必要に応じて入札説明書（又は募集要項）（案）等を修正した上で、公表する。

(4) 民間事業者提案の審査支援

ア 参加資格書類の審査支援

応募者から提出された参加資格書類について、参加資格を満たしているか審査する。

イ 提案書の審査支援

応募者から提出された提案書の審査をするための価格点の算定表や提案点の審査表、審査の実施手順など、審査に必要な資料を作成する。

ウ 審査講評（案）の作成

審査の結果を基に、審査講評（案）を作成する。

(5) 審査委員会の運営支援

官民連携手法による事業者を選定するため、審査委員会の運営を支援（委員会の運営あたって必要となる資料作成、進行支援（質疑応答）、議事録作成）を実施する。

なお、委員会は、①実施方針公表前（1回）、②入札公告（又は募集要項等公表）前（1回）、③事業者の提案書審査（2回）の4回程度を想定している。

(6) 事業契約締結に係る支援

選定事業者との契約締結に向けて、基本協定書（案）及び事業契約書（案）の最終的な疑義を調整し、本市と選定事業者との事業契約締結に関する支援を行う。

なお、選定事業者との事業契約に当たり、専門的な助言を受けるために、官民連携事業に精通した弁護士の協力を得て、必要となる支援を行う。

(7) 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間打合せ（8回程度）、成果品納品時とし、その都度、打合せ協議記録簿を作成するものとする。

なお、必要に応じてオンラインを活用する。

5 市から貸与する資料等（以下「市貸与資料等」という。）

- (1) 出水市地域活性化施設「道の駅」基本構想
- (2) 出水市地域活性化施設「道の駅」基本計画
- (3) 第二次出水市総合計画（HP掲載）
- (4) 第二次出水市まち・ひと・しごと創生総合戦略（HP掲載）
- (5) 出水市公共施設等総合管理計画（HP掲載）
- (6) 出水市都市計画マスタープラン（HP掲載）
- (7) 出水市地域防災計画（HP掲載）
- (8) 出水市強靱化地域計画（HP掲載）
- (9) 出水農業振興地域整備計画（令和3年3月時点）
- (10) 都市計画基本図
- (11) 出水市下鯖町付近図（航空写真）
- (12) （仮称）道の駅「出水」における官民連携事業手法検討調査報告書
- (13) 地域活性化施設（ランプ部）詳細設計、（造成部）予備設計成果品
- (14) 出水市PPP／PFI導入ガイドライン
- (15) その他必要な資料、図面等

※ 「HP掲載」ありの資料については、出水市HPから資料をダウンロードすること。

6 業務の進め方

- ・契約後は、速やかに詳細な業務工程表（年月日単位で調整）を提出し、市の確認を受けること。
- ・市の庁内協議（PT会議、推進本部会議等）、議会等の日程を考慮した業務計画を立てること。
- ・履行状況報告を適宜行うこと。
- ・工程に遅延が生じた場合は、フォローアップ内容を市に提示すること。
- ・市との意思疎通は、必ず業務打合せ簿を用い、円滑に業務を進めること。
- ・市から業務内容に係わる資料作成を求められた場合は協力すること。

7 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとし、作成した資料については、全て市にデータ提供するものとする。

作成された成果品は全て本市に帰属するものとし、本市の許可なく他に公表、貸与または使用等をしてはならない。

なお、報告書等は各1部提出するものとする。

- (1) 業務報告書
- (2) 資料及び打合せ協議簿
- (3) 電子データ

※ 図面等以外については、MS-Word やMS-Excel など、後日の加工や編集が容易に可能なものとする。

8 再委託の禁止

受託者は、本契約において受託業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託することはできない。これ以外について、第三者に委託する場合は、あらかじめ市に承認を得なければならない。

9 その他

(1) 所有権等

本業務により制作された成果物の所有権、著作権、利用権は本市に帰属し、委託者において印刷や他の目的による使用を妨げないものとする。

(2) 第三者の権利侵害

納入成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、当該著作権の使用に関する負担を含む一切の手続きを行い、第三者の著作権その他の権利を侵害しないこと。

(3) 秘密の保持

受託者は、業務遂行上、知り得た秘密、個人情報等を他に漏らしてはならない。

また、成果品や市貸与資料等についても、予め本市の承認を得たもの以外は、一切外部に内容を漏らしてはならない。

(4) 賠償責任

本業務の実施に当たって、受託者の責に帰すべき事由により本市又は第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその賠償責任を負うものとする。

(5) 疑義に関する協議

本仕様書に明記されていない事項又は業務遂行に関して疑義が生じた場合は、本市と協議の上、その指示に従うこと。